赤平市あんしん住宅助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、住宅の改修費用等の一部を助成することにより、住宅の安全性、耐久性、居住性の向上を図り、市民が安心して長く住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅とは、自己の居住の用に供する家屋であって、市内に存するものをいう。ただし、その一部に自己の居住の用に供しない部分（当該家屋において他の者と共有する部分を除く。）がある場合にあっては、当該部分を除いた部分に限る。

⑵　改修工事とは、その居住する住宅の耐震性能、バリアフリー性能、断熱性能、耐久性能を向上させるための改築、修繕、模様替えその他市長が適当であると認める方法による工事をいう。

⑶　解体工事とは、建築物の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、床版、屋根板又は、横架材で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は、地震その他の振動若しくは衝撃を支える部分を消滅させることをいう。

（助成金の交付）

第３条　市長は、住宅の改修費用等の一部を助成するため、毎年度予算の範囲内で、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付対象者）

第４条　住宅の改修費用等に対して助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、改修工事等においては、住宅の所有者であって、市内に住所を有し、対象者が現に居住しているか、又は改修工事等後に直ちに居住する者とし、市税等（赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成１８年条例第２４号）第２条第１号に規定する市税等をいう。）を滞納していないこと。ただし、老朽住宅解体工事においては、市外に住所を有する者又は相続人も対象者とする。

（助成金の交付対象となる改修工事等）

第５条　助成金の交付の対象となる改修工事等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴　改修工事等においては、市内に事業所（本社又は支店等）がある法人又は市内に住所のある個人事業者で建設業の許可を受けている業者が施工し、解体工事においては解体工事登録した者も含むものとする。

⑵　当該改修工事に要する費用の額（消費税を除く。）が５０万円以上であること。ただし、耐震改修工事においては１００万円以上とする。

⑶　耐震改修工事は、耐震診断の結果により、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他関係法令の規定に適合するように行う耐震改修工事及びその附帯工事（外壁、断熱改修等を含む。）とする。

　また、耐震診断については、住宅の地震に対する安全性の評価を「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成１８年国土交通省告示第１８４号）」による耐震診断又は同等と認められる診断方法により行うものとする。

⑷　解体工事は、市内に建設されている住宅で、昭和５６年５月３１日以前に着工した住宅、かつ居住の用に供する部分とし、付属車庫、付属物置、門及び塀、植栽は対象外とする。

（助成金の額等）

第６条　助成金の額は、次の各号のとおりとする。

⑴　改修工事は新築後５年を経過した住宅で、工事費（消費税を除く。）の１００分の１５に相当する額とし、助成金の額が５０万円を超える場合は、最大５０万円とする。ただし、１８歳未満の者が居住している住宅の改修工事に係るものは１００分の２０を乗じて得た額（当該額が７５万円を超えるときは、７５万円）とする。

⑵　耐震改修は工事費（消費税を除く。）の１００分の２０に相当する額とし、助成金の額が５０万円を超える場合は、最大５０万円とする。

⑶　解体工事は工事費（消費税を除く。）の１００分の２５に相当する額とし、助成金の額が３０万円を超える場合は、最大３０万円とする。

⑷　併用住宅の場合では、対象者が居住に供する部分とそれ以外の部分を合わせた改修工事等を行う場合の助成金の額は、居住に供する部分の床面積（当該工事に係る床面積に限る。）を居住に供する部分の床面積と居住以外の部分の床面積（当該工事に係る床面積に限る。）との合計で除して得た割合に、相当する額とする。

⑸　前４項の規定による助成金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅の改修工事等の着手前に交付申請書（別記様式第１号）により、市長に申請しなければならない。また申請年度内に工事等完了するものに限る。

（助成金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、交付決定（却下）通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の変更）

第９条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、決定を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（別記様式第３号）により、あらかじめ市長に変更の承認を申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更の承認の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、変更承認（不承認）通知書（別記様式第４号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（中止の届出）

第１０条　交付決定を受けた者は、決定を受けた住宅の改修工事等を中止しようとするときは、工事中止届（別記様式第５号）により、市長に届け出なければならない。

（着手の届出）

第１１条　交付決定を受けた者は、住宅の改修工事等に着手したときは、工事着手届（別記様式第６号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（中間検査申請）

第１２条　交付決定を受けた者は、住宅の改修工事等が指定工程に達したときは、中間検査申請書（別記様式第７号）により、速やかに市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請を受けた日から７日以内に、助成金の交付決定の内容に適合するか否かの中間検査を行わせるものとする。

（完了届出等）

第１３条　交付決定を受けた者は、住宅の改修工事等が完了したときは、工事完了届（別記様式第８号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、届出を受けた日から７日以内に、助成金の交付決定の内容に適合するか否かの審査を行わせるものとする。

（助成金の額の確定等）

第１４条　市長は、前条第２項に規定する審査の結果、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、確定通知書（別記様式第９号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による助成金の額を確定した後に、交付決定を受けた者からの請求書（別記様式第１０号）による請求により、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第１５条　市長は､交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部を返還させることができる。なお、前条第１項ただし書の場合において、助成金の交付決定の内容に変更があったときも同様とする。

（業務の委託）

第１６条　市長は、この要綱の施行に係る業務の一部について、当該業務を適正に行うことができると認める団体に委託することができる。

（その他）

第１７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年５月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る助成金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

３　この要綱により、既に交付された助成金の額については、令和３年３月３１日をもって効力を失い、令和３年４月１日より交付された助成金の額については、効力を有する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。